別表一の一(三)の表中

法人税額の特別控除額 （別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「42」＋別表六の二(十六)「19」）

を

法人税額の特別控除額 （別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「22」＋別表六の二(十五)「17」＋別表六の二(十六)「37」＋別表六の二(十七)「18」＋別表六の二(十八)「42」＋別表六の二(十九)「19」）

に、

㉗　の　19　%　又は　16　%　相
㉘　の　23　%　又は　20　%　相

当　額
当　額

を

㉗　の　16　%　相　当　額
㉘　の　20　%　相　当　額

に、

外国税額 （別表六の二㈡「17」）

を

外国税額 （別表六の二㈡「12」）

に改め、同表の記載要領第四号(1)中「(同法」を「(所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「若しくは第68条の15第５項」を「、第68条の15第５項」に、「法人税額）又は」を「法人税額）若しくは第68条の15の４第５項（連結納税の承認を取り消された場合の特定中小連結法人の経営改善設備に係る法人税額）又は」に改め、同号(2)中「別表六（二十一）」を「別表六（二十四）」に改め、同号ただし書中

別表三(一)の表中

法人税額及び復興特別法人税額 （(別表一㈠「４」＋「５」＋「７」－「11」－「44」）＋復興特別法人税申告書別表一「４」）		
住民税額の計算	住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者以外の法人 （(別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「43」）－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「12」）
		大法人による完全支配関係がある中小企業者 （(別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「43」）－別表六(七)「16」－別表六(八)「19」－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十七)「12」－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「12」）
住民税額		（(5)又は(6)）×20.7%

を

法人税額及び復興特別法人税額 （(別表一㈠「４」＋「５」＋「７」－「11」－「43」）＋復興特別法人税申告書別表一「４」）		
住民税額の計算	住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者以外の法人 （(別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「42」）－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十九)「22」－別表六(二十一)「24」－別表六(二十二)「12」）
		大法人による完全支配関係がある中小企業者 （(別表一(一)「２」＋「７」－「11」－「42」）－別表六(七)「16」－別表六(八)「19」－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十七)「15」－別表六(十八)「16」－別表六(十九)「22」－別表六(二十)「13」－別表六(二十一)「24」－別表六(二十二)「12」）
住民税額		（(5)又は(6)）×20.7%

に、

非適格合併による移転資産等の譲渡利益額 （別表四「38」）
受取配当等の益金不 （(別表八(一)「14」又は「29」）から連結法人間る金額を除いた金額）

又は譲渡損失額
算入額 配当等の額に係

を

非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 （別表四「37」）
受取配当等の益金不算入額 （(別表八(一)「15」又は「31」）から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）

に、

受贈益の益金不算入額 （別表四「18」）
法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。） （別表四「21」及び益金不算入附帯税（利子税を除く。）の受取額）
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 （別表七(一)「４の計」＋（別表七(二)「11」若しくは「23」又は別表七(三)「10」））

を

受贈益の益金不 （別表四「16」）
法人税額の還付金等（過誤納及び中間納除く。） （別表四「19」及び益金不算入附帯税（受取額）
欠損金又は災害損失金等 （別表七(一)「４の計」＋(別表七(二)「９別表七(三)「10」））